

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

■ 基本構想一部見直し(案)について
・第3章 21世紀の都市づくりの基本理念

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
1	市内団体	P 3	2つ目の○の「自然と都市」の後に「都市と人」を挿入する。 【理由】自然と都市と人との共生であれば、都市と人の共生も成り立つと思う。	都市の形成には、その区域において人が集合することが前提であると解しています。 一方で、都市は人と人とのつながりを希薄化する特性も持っていることから、人と人との共生を謳っているところです。 (原案のとおり)

・第5章 目指す都市の姿と施策の柱・方向

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
2	市内団体	第2節 市民一人ひとりが輝く都市久留米 P 7	18行目「…輝きながら生きていく…」という表現は再考して欲しい。 【理由】具体的にはどんなことかわからない。	市民一人ひとりが個人として尊重され、自らの個性や能力を発揮し、将来への希望を持って生き生きと明るく暮らしている状態を「輝きながら生きていく」という言葉で表現しています。 (原案のとおり)
3	市内団体	第2節・1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち P 8	「人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち」を、「人権が尊重され、男女共同参画が確立されたまち」に改めること。 【理由】性による差別の解消という人権問題が男女共同参画の根底をなす基本理念であり、本質的な意味である。中分類（施策の柱・方向）では、人権の尊重と男女共同参画が並列になっており、男女共同参画が人権とはかけ離れているようにとらえられる。	男女共同参画については、人権の尊重が根幹にあると認識したうえで、将来への希望に満ちた活力ある地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に参画・活躍することの重要性がさらに増していることから、施策の柱・方向として明確化したものであり、あらゆる人権の尊重と、人権を根幹とした男女共同参画のそれぞれの施策を両方推進していくことを明示しています。 (原案のとおり)
4	市内団体	第2節・1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち P 8	12行目に「性差別のない」を追加し、「…自らの能力を発揮できる性差別のない男女共同参画社会づくり…」に改めること。 【理由】性による差別の解消という人権問題が男女共同参画の根底をなす基本理念であり、本質的な意味であるにもかかわらず、男女共同参画という言葉からはその意味が市民に伝わりにくい現状がある。	人権問題が男女共同参画の根幹をなすことを踏まえ、11行目から12行目に「男女が対等なパートナーとして認め合い…」と記述しています。 なお、そうした趣旨を、基本構想一部見直し（案）・第5章・第2節 市民一人ひとりが輝く都市久留米（P 7）の16行目から17行目においても、「基本的人権が尊重され、あらゆる差別がなく、男女共同参画社会が実現した地域社会」と記述しています。 (原案のとおり)

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

5	市内 団体	第2節・4 多様な市民 活動が連帯 するまち P9	「多様な市民活動が連帯するまち」は、主語と述語の関係が整合していないため、「多様な活動をする市民が連帯するまち」に修正すべき。 【理由】意思を持たない無生物（活動）は連帯するという動詞の主語にはなれない。	ご意見にあるように、「連帯する」は人間の行動を表す言葉であり、通常、その主語は「人」を示す言葉となりますが、ここでは、「市民活動」を擬人化して主語とすることにより、個々の市民活動が結びつき、さらに広がりや深みを持つ様子を表現しようとしたものです。 (原案のとおり)
6	市内 団体	第3節 活 力あふれる 中核都市久 留米 P12	1行目「～古くは田中久重から～」を「…古くは田中久重や井上伝から…」に変更。 【理由】数少ない女性の偉人であり、田中久重と井上伝が協力して緝を考案した功績を残したい。	井上伝の功績は認識しておりますが、「知恵」や「技術」という観点からは外れるため、このままの記載といたします。 (原案のとおり)

・基本構想全般

No.	意見者	主な 対象項目	意見の概要	市の考え方
7	市内 団体	基本構想 全般	文言が一部混在しており、整理が必要。（基本構想と基本計画間も含む） ① 少子・高齢化と少子高齢化 ② 数字、年度等でも大文字と小文字が混在 など	① 少子高齢化に統一します。 （基本構想一部見直し（案）を4箇所修正） ② ご意見を踏まえ、統一的な用法となるよう、必要な修正を行います。

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

■ 第3次基本計画(案) 総論 について
 ・第2章 基本計画の施策

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
8	市内団体	1・(2)・① 超高齢社会など時代を見据えた都市の構築 P 4	28行目「高齢者等が意欲を持ち、～」は「高齢者や身障者が意欲を持ち」に変え、「高齢者や障害者も生活しやすい環境づくりに取り組みます。」と続ける。 【理由】「活躍する」の主体と「生活しやすい環境づくりに取り組む」の主体は高齢者と身障者であり、同格に扱う方がよい。	ご指摘の段落は、超高齢社会への対応について述べたところであり、超高齢社会が加速度的に進行する中で、まずは社会的課題がより深刻な影響を及ぼすことが想定される高齢者に、特に焦点をあてております。 (原案のとおり)
9	市内団体	1・(2)・② 幸せを実感できる市民生活の実現 P 5	15行目「～解決すべき課題が～多く残っています。」の後に、「とくに、女性の労働権確立の困難に大きく左右される女性の貧困は近年の重要な課題です。」を挿入。 【理由】これまで男女平等に向けて様々な施策が展開されてきたことにより、久留米市では女性の活躍が見られるようになってきた。しかし、一方で女性の貧困という命に関わる重大な問題が生じている。この事態に至ってしまった原因を詳細に調査・分析し、一刻も早い対策が求められている。また、女性の貧困の原因は、社会の構造的によるものが大きいと考えられる。そこで、様々な条件を整備していくこととし、より効果的な施策を推進してほしい。	ご指摘の点については、第3次基本計画（案）各論・第3章・第1節・5多様な人材が活躍する労働環境の整備（P43）の中で、「女性労働者については、…賃金が低いために生活上の困難に陥りやすい、などの課題が指摘されています。」との課題認識を記載しています。 (原案のとおり)

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

・第3章 都市づくりの目標

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
10	市内 60歳代 個人	P10	計画における総合成果指標として意識調査結果が設定されているが、調査データは扱い方で都合のよいように利用される。もっと絶対的な指標は考えられないか、再検討を願う。データは事実であるが、真実ではない。慎重な取り扱いが必要。	総合成果指標は、絶対的かつ明確な指標として「人口」を設定しております。また、「住みやすさ」「愛着度」に対する市民の評価を高めることが中長期的に人口維持につながる可能性が高いことからこれらの指標とその目標値を設定するとともに、その経年変化を重点的に評価することで、客観性を高めてまいります。 (原案のとおり)
11	市内 団体	2・(2)・中分類「子どもの笑顔があふれるまち」・目指す成果「子どもの生きる力を伸ばす」 P13	補助指標に[統]小・中学生における就学援助受給率を追加。 【理由】子どもたちが抱える生活指標を見ておかないと「生きる力」は伸ばせないから。	ご意見につきましては、具体的な事務事業を推進する際の視点として参考とさせていただきます。 (原案のとおり)

・第4章 施策推進のための主な事業

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
12	市内 団体	市民一人ひとりが輝く都市久留米・第5節子どもの笑顔があふれるまち P16	主要事業に、「子どもの貧困対策事業」を追加する。 【理由】子どもの貧困は、子どもの一生を左右する大きな問題であり、国も子どもの貧困対策の推進に関する法律を制定した。このことを踏まえ、市においても子どもの貧困対策事業を充実させることは、喫緊かつ重要課題だと考える。	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、貧困の世代を超えた連鎖を防止するため、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援を総合的に進めていくことを定めています。 これらの支援は、それぞれ関係する分野の施策として実施していくこととなりますが、同法を踏まえた取り組みを推進していくことについては、生活保護世帯をはじめ生活に困窮する人に対する支援を内容とする主要事業である、第3次基本計画（案）各論・第5章・市民一人ひとりが輝く都市久留米・第7節・事業名称「生活困窮者自立支援事業」（P62）に、「貧困の連鎖を防止するため…取り組みを進めます」と記述しているところです。 なお、具体的な個々の取り組みについては、事業計画を策定する中で整理することとしています。 (原案のとおり)

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

■ 第3次基本計画(案) 各論 について
・第1章 誇りがもてる美しい都市久留米

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
13	市内 団体	第1節・3 魅力ある歴史資源を活かしたまちづくり P20	2行目に「、伝統技術、文化の歴史」を追加し、「…四季の祭りや伝統行事、伝統技術、文化の歴史など、魅力ある多様な歴史資源…」とすること。 【理由】久留米の伝統的な産業、美術、音楽などについても、関連する史跡を一体的に整備し、歴史資源として紹介するべきではないか。	ご意見を踏まえ、次のように修正します。 【修正前】四季の祭りや伝統行事など、魅力ある多様な歴史資源を 【修正後】四季の祭りや伝統文化など、魅力ある多様な歴史資源を なお、4行目の「特に、テーマ性やストーリー性に注目しながら、…認知度を高めます。」は、ご意見のような趣旨も含んで記載しているものです。
14	市内 60歳代 個人	第2節・2 総合的な交通体系の確立 P21	広域合併後の旧4町は、合併前に比べ、衰退がひどくなっている。 均衡ある発展まではいかなくても、旧4町から市中心市街までのアクセスを整備し、「通勤・通学の30分構想」を策定してほしい。そうすれば、郊外でも定住できる環境ができるのではと思う。	第3次基本計画では、市域の均衡ある発展を、策定にあたっての基本的視点としております。 主要事業として、地域生活拠点づくり事業、幹線道路整備促進事業、公共交通ネットワーク事業など、旧4町の発展にも配慮した取り組みを進めてまいります。
15	市内 70歳代 個人	第3節・2 歩きたくなるまちづくり P23 第4節・4 快適な生活環境の向上 P26	久留米に來訪され、一番目にするところが道路である。美しい街であれば、中央分離帯や歩道などにゴミのない、雑草の茂らないような道路であってほしい。 そのためには、道路清掃日を設定し、各人の家の前を20～30分清掃してはどうか。また、電線の見えない街にしてはどうか。	ご意見の通り、道路の美化には、市民の積極的な参加が必要であり、市民と協働でくめクリーンパートナーや花街道サポーターなどの事業を実施しております。 また、景観に配慮した空間形成のために電線地中化などを実施しております。 今後も、ひきつづき、美しいまちづくりに取り組んでまいります。
16	市内 40歳代 個人	第4節・2 循環型社会の構築 P25	久留米市のゴミ袋が小さいため、今の2種類にさらに大きなサイズを加えて、3種類のゴミ袋が必要であると思う。	久留米市では、ごみの発生の抑制と分別の徹底のために、ごみの分別収集を推進するとともに、指定ゴミ袋の容量を30ℓまたは18ℓの2種類としております。 市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
17	市内団体	第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち・[課題と施策の方向] P27	3行目に「、ヘイトスピーチ」を追加し、「…また、外国人に対する偏見やいやがらせ、ヘイトスピーチ、インターネット…」とすること。 【理由】現在は日本でヘイトスピーチが蔓延しており、福岡県でも朝鮮人学校に通う子どもたちが通えない状態になったことがある。日本が加入している人種差別撤廃条約で禁止されている行為である。	「外国人に対する偏見やいやがらせ」は、アパートへの入居や公衆浴場での入浴の拒否、ヘイトスピーチ等の外国人を排斥する言動など、外国人をめぐって我が国で起こっている様々な人権問題を含めて表現しています。 (原案のとおり)
18	市内団体	第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち・[課題と施策の方向] P27	5行目に「女性に対する暴力」を追加し、「…固定的性別役割分担意識に起因するさまざまな課題や女性に対する暴力があるなど…」とすること。 【理由】女性に対する暴力は、生命をも脅かす重大な人権侵害であり、発生件数も増加している現状を踏まえ、明記の必要があると考える。	ご意見を踏まえ、次のように修正します。 【修正前】固定的性別役割分担意識に起因するさまざまな課題があるなど 【修正後】固定的性別役割分担意識に起因するさまざまな課題が残っており、女性に対する暴力も依然として発生しているなど
19	市内団体	第2節・3 生活安全対策の推進 P30	4行目の「～犯罪発生のおそれ～」を、「～犯罪とりわけ性犯罪等の発生のおそれ～」に改めること。 【理由】久留米地区の性犯罪は減少しつつあるとは言え、他の地区に比べると多いため。	ここは、不特定多数が利用する場所や繁華街、見通しが悪い場所などで発生するおそれのある様々な犯罪を、性犯罪も含め包括的に表現し、その抑止に向けた取り組みを記述したものです。 (原案のとおり)
20	市内70歳代個人	第3節・2 創造的な文化芸術活動の推進 P31	文化芸術とモノづくりとしての久留米の実現に邁進していただきたい。 「シティプラザ」の運営を担う外部からの専門家や職員及びそれを支えるボランティアの養成を早急に開始し、経過を公表し、盛り上げていく必要がある。 久留米市立の南筑高校と久留米商業高校に芸術科（コース）を設置してはどうか。時には、指導力のある芸術家を招いて公開講座をしたりして、市民の芸術・文化の意識向上も図るなどしたらどうか。	基本計画では、基本構想に掲げる「心豊かな市民生活を創造するまち」の実現に向けた施策の一つとして、「創造的な文化芸術活動の推進」に取り組むこととしています。 その中核となる久留米シティプラザについては、施設機能を最大限に発揮できるよう、専門家の助言を受けながら、運営のあり方の検討を行うとともに、シティプラザサポーター会議など、開館後の市民参画につながる取り組みも進めているところです。 なお、南筑高校、久留米商業高校については、引き続きそれぞれ普通高校、商業高校としての強みを活かした教育活動の充実に努めます。 また、市民に広く文化芸術を紹介する機会については、今後もその充実に努めていきます。

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

21	市内 団体	第3節・2 創造的な文 化芸術活動 の推進 P32	<p>3行目の「…学習の機会を提供できるよう」の次に、「、また郷土出身の画家で市民にまだ十分に知られていないと思われる高島野十郎、伊藤静雄などの作品の収集に努め」を追加すること。</p> <p>【理由】他市で収集・展示が行われているのに、久留米市にはその作品が少ないので。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第3次基本計画（案）各論・第5章・市民一人ひとりが輝く都市久留米・第3節・事業名称「文化芸術を活かしたまちづくり事業」（P58）の事業概要を、次のように修正します。</p> <p>【修正前】郷土画家の作品鑑賞の機会の提供</p> <p>【修正後】郷土画家を中心とした作品の収集・鑑賞機会の提供</p>
22	市内 団体	第5節 子 どもの笑顔 があふれる まち・[課 題と施策の 方向] P35	<p>子どもを「育てる対象」「保護の対象」としてではなく「権利の主体」として考える「子どもの権利条約」の理念を全施策に貫いてほしい。</p> <p>【理由】この施策の方向の内容では、子育てや環境についての記述が中心で、子どもの側からの記述が見られない。子どもの人権を尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体としてとらえることを大切にしなければならない。子どもの権利条約の「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を柱とする子どもの側からの視点に立ったまちづくりをめざすことでこそ、子どもの笑顔あふれるまちづくりが実現できると考える。</p>	<p>ご意見と同様の考え方から、基本構想一部見直し（案）・第5章・第2節・1人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち（P8）では「人権が確立した都市づくり」、同節・5子どもの笑顔があふれるまち（P10）では「子どもの権利を守り…子どもたちの生き生きとした笑顔に満ちあふれた都市づくり」を進めるという方向性を記述しています。</p> <p>また、これを受け、第3次基本計画（案）では、各論・第2章・第1節・2人権擁護対策の推進（P28）で虐待の未然防止、保護・救済等を、同章・第5節 子どもの笑顔があふれるまち（P35～36）の各施策の内容で健康や成長、教育、地域での活動の場の確保などの取り組みを進めることを記述しています。</p>
23	市内 団体	第5節・3 未来へつな がる教育の 推進 P36	<p>狭い意味の学力、点数で測りうる学力だけではなく、真に自立して生きていける力をつけていくためにより踏み込んだ施策の展開を考えてほしい。</p> <p>【理由】「生きる力」を持ち、自立した一人の人間として…と書かれている。しかし、今日、多くの男性は生活的自立ができておらず、そのことが、女性の社会進出を阻む大きな原因になっていることは長く課題としてあげられていた。にもかかわらず、性別役割分業の解消に向けての施策がなかなか進まず、特に教育の場におけるその役割がほとんどとっていいくらい果たされてこなかった。それどころか、家庭の教育力が落ちていると分析されているのに、小学家庭科、中学技術家庭科、高校家庭科の時間数は減らされている現状がある。その点についての分析が不十分でないかと考える。</p>	<p>次代を担う子どもたちを育成していく上で、自立は重要な要素であると考えており、性別役割分担意識の解消の視点も踏まえながら、学校・家庭・地域が連携し、自立した一人の人間として力強く生きていく力を身につけた子どもたちを育む取り組みを引き続き進めていきます。</p>

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

24	市内 団体	第5節・3 未来へつな がる教育の 推進 P36	<p>11行目「…不登校対策やこころの健康づくりの推進、<u>スクールソーシャルワーカーの配置、らるご久留米における利用しやすい家庭訪問学習支援のさらなる充実、特別支援教育や…</u>」に下線部分を追加すること。</p> <p>【理由】スクールソーシャルワーカーの配置推進は、「子どもの貧困対策大綱」（2014年8月29日閣議決定）に盛り込まれており、不登校やこころの問題を抱える児童を育てる家庭に対して伴走型支援が大切であると考えます。また久留米市の不登校児童のための施設：らるご久留米は、ひきこもりの子への支援として家庭訪問の学習支援が行われているが、親からの依頼ではなく学校からの依頼を基本としているので使いづらい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第3次基本計画（案）各論・第5章・市民一人ひとりが輝く都市久留米・第5節・事業名称「いじめ・不登校対策事業」（P61）の事業概要を、次のように修正します。</p> <p>【修正前】小学校への生徒指導サポーター配置や中学校での適応指導教室の設置など、総合的な不登校対策</p> <p>【修正後】小学校への生徒指導サポーター配置や中学校での適応指導教室の設置、スクールソーシャルワーカーの配置など、総合的な不登校対策</p>
25	市内 60歳代 個人	第7節 お 互いのやさ しさと思い やりの見え るまち P39	<p>市内の全域で無料奉仕活動を募る運動をする。「独居老人のお世話話」、「学習、算数、国語など何でも苦手の児童の手伝い」、「市内在住の外国人のためのよろず相談」など、何かに困っている人たちの手助けをする奉仕活動ができる人を見つけ出す手立てを考えて欲しい。</p>	<p>ボランティアをはじめ、支援を必要とする人々を支える活動を活性化していくことは、たいへん重要であると認識しています。</p> <p>このため、第3次基本計画（案）各論・第2章・第4節・2市民活動の充実（P33）では、地域課題の解決に向けた市民活動の充実について、また、同章・第7節・1支え合う地域づくり（P39）では、様々な主体との協働により、支援を必要とする人々を地域全体で支え合う仕組みの構築について記述し、様々な取り組みを進めていくこととしています。</p>
26	市内 80歳代 個人	第7節・2 高齢者福 祉・介護 サービスの 充実 P39	<p>認知症への理解を広める取り組みなどが行われているが、役に立っているとは思わない。高齢者は、毎日不安や心配ばかりで、一番大切なことは、孤立させないことである。三潴総合福祉センターのような施設を久留米につくってほしい。</p>	<p>今後さらに高齢化が進み、一人暮らしの高齢者などが増加していく中では、高齢者の孤立防止はたいへん大きな課題であると認識しています。</p> <p>孤立防止に向けては、特に、高齢者の生活の場である地域での取り組みが重要となることから、第3次基本計画（案）各論・第2章・第7節・1支え合う地域づくり（P39）において、見守り活動やサロン活動など身近な場所での取り組みを促進していくこととしています。</p> <p>また、市内には三潴総合福祉センターや総合福祉会館、田主丸老人福祉センターなどの福祉施設のほかさまざまな公共施設がありますので、これらを活用して高齢者の社会参加につながるよう取り組んでいきます。</p>

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

27	市内 団体	第7節・2 高齢者福祉・介護 サービスの 充実 P39	<p>8行目「…計画的な整備や、<u>介護予防に新しくNPOやボランティアなどが参入することによる要支援1・2の人へのサービスの低下を招くことがないように配慮しつつ、NPOやボランティアなど地域の多様な…</u>」に下線部分を追加すること。 【理由】6月成立のいわゆる「医療・介護一括法案」は、要支援1・2の人に対し、現行の予防給付を市の総合事業に移行するよう求めている。そのガイドラインでは、「多様なサービス」の水準を担保する、設置・運営基準、人員配置・報酬基準、利用者負担等は「大幅な緩和」ないし「基準なし」としており、サービスの低下が懸念されるため。</p>	<p>介護保険制度改正への対応につきましては、地域の様々な資源を活用しながら、必要なサービスが適切に提供される仕組みづくりを進めてまいります。 ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 （原案のとおり）</p>
28	市内 団体	第7節・4 ひとり親家庭の自立支援 P40	<p>4行目に「支援制度の改善に努め」を追加し、「…ひとり親家庭に対する支援制度の改善に努め、支援制度の周知を…」とすること。 【理由】ある民間の全国組織の調査によれば、ひとり親家庭対象事業の利用度は、「母子家庭等就業・自立センター」（8.1%）、「母子自立支援人」（4.7%）、「家庭生活支援員の派遣」（1.5%）などであり、使えない理由を考慮する必要がある。</p>	<p>ひとり親家庭への支援制度については、制度自体が認知されていないことが利用の低さの原因となっている面があるため、ご意見も踏まえ、次のように修正します。 【修正前】また、子育てや生活の支援、養育費確保の支援、経済的支援など、ひとり親家庭に対する支援制度の周知を図るとともに、支援を必要とする家庭が状況に応じた適切な支援を利用できるよう、相談支援体制を充実します。 【修正後】また、子育て・生活、養育費確保の支援や経済的支援など、ひとり親家庭を支える制度の周知を図るとともに、相談支援体制を充実し、状況に応じて制度の利活用ができるよう支援します。</p>
29	市内 団体	第7節・4 ひとり親家庭の自立支援 P40	<p>5行目に「メンタル支援を含めた」を追加し、「…利用できるよう、メンタル支援を含めた相談支援体制を…」に改めること。 【理由】特にDV被害の母子家庭など孤立しがちであり、メンタル面に問題を抱えた母親が多い。</p>	<p>「相談支援」には、精神的な相談・支援も含むものとして記述しています。 （原案のとおり）</p>
30	市内 団体	第7節・5 生活困窮者の自立支援 P40	<p>5行目に「、健康的な栄養や食事支援など」を追加し、「…養育相談や学習支援、健康的な栄養や食事支援など、貧困の連鎖の防止に向けた…」とすること。 【理由】NPOなどと連携して、学校外での子どもの食事や栄養をサポートする事業が必要。</p>	<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」には、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援の4つの支援施策を掲げています。 この部分は、その支援の一部を例示したものであり、具体的な個々の取り組みについては、事業計画を策定する中で整理することとしています。 （原案のとおり）</p>

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

第3章 活力あふれる中核都市久留米

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
31	市内70歳代個人	第1節・2 多様な地域産業の振興 P42	街なかの空き店舗を利用したモノづくりの工房を開いてほしい。地域の様々な技能者や久留米高専・久留米工業などの大学の学生・教職員に働きかけて、有料の体験学習もできるようなものにして、日常的に市外からも人を呼び込めば、まちの活性化につながると思う。	本市のものづくりの土壌は将来に引き継いでいくべき大切な地域資源であり、伝統産業の活性化に向けた取り組みを進めることとしていますが、具体的には、今後、効果的な手法などについて検討していきます。
32	市内団体	第1節・4 職業として選択できる魅力ある農業の実現 P42	1行目「…基幹的な <u>男女</u> の担い手の育成・確保…」と下線部分を追加すること。 【理由】女性にも機会の平等が保障されているといっても、女性が基幹的な担い手になる事例が圧倒的に少ない。したがって「男女」を入れることによって、女性農業者は基幹的な担い手でもあることを明確にする。ひいては数の上でも結果の平等に迫ってほしい。	ここでいう基幹的な担い手とは、農業生産法人や認定農業者など、生産性の高い農業を営んでいる「主体」を表現しているものです。 (原案のとおり)
33	市内団体	第1節・4 職業として選択できる魅力ある農業の実現 P42	2行目「～次世代を担う <u>男女</u> の農業後継者や <u>とくに</u> 女性農業者の育成に取り組む～」と下線部分を追加すること。 【理由】女性にも機会の平等が保障されているといっても、女性が農業後継者になる事例が圧倒的に少ない。したがって「男女」を入れることによって、女性農業者は農業後継者でもあることを明確にするとともに、とくに女性農業者の育成には力を入れてほしい。後継者の数が50：50となって、それが当たり前の風景になるよう取り組んでほしい。	農業後継者は、当然ながら男女を前提としており、また、女性農業者の育成が特に必要と認識しているため、このような記述としているものです。 (原案のとおり)

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

・第4章 基本計画推進に当たって

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
34	市内団体	P50	3行目「補完性の原理」についての説明をその語句の前に入れた文章にすること。 【理由】市民との協働を進めるうえで、市民にわかりやすくすることが必要。	ご意見を踏まえ、次のように修正します。 【修正前】補完性の原理 【修正後】より身近なところで問題を解決しようという「補完性の原理」 また、巻末等で用語解説を加えます。
35	市内団体	第1節・1市民との協働によるまちづくり P50	1行目「市民、地域コミュニティ組織～事業者などと対等な立場で連携協力し…」に下線部分を追加すること。 【理由】協働は対等・平等な立場で行われるのが大前提であることをあらためて確認しておく必要があると考えるため。	市では、協働を、互いの立場や特性を理解し、尊重しながら、それぞれの役割と責任において、まちづくりに取り組むこととしており、ご指摘の点も含んでおります。 (原案のとおり)

・第5章 施策推進のための主な事業

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
36	市内団体	誇りがもてる美しい都市久留米・第1節・事業名称「水辺空間整備事業」 P54	2～3行目「憩いやレクリエーションの場の整備」を進められるときに、菜の花を大事にしてほしい。 【理由】一面に広がる菜の花は美しい、季節感抜群、市外の人々の周知度も高い。故郷を離れた人が、その時期に帰郷した時、故郷感を強く感じる。久留米のPRポスター等にも使われている。	菜の花は久留米市の四季を彩る重要な地域資源であると認識しております。 ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
37	市内団体	市民一人ひとりが輝く都市久留米・第2節・事業名称「地域防災体制整備事業」 P57	1行目の「…防災力の向上に取り組めます」を「…防災力の向上に男女共同参画の視点をもって取り組めます」に改めること。 【理由】特に最近の災害において、男女共同参画の視点が欠落していて、女性のニーズが把握できず、厳しく辛い状態に置かれた話が教訓化されねばならない。	地域防災力の向上には、男女共同参画の視点も非常に重要と認識しております。 ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 (原案のとおり)

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

38	市内 団体	市民一人ひとりが輝く都市久留米・第5節・事業名称「学童保育・放課後居場所づくり事業」 P60	4行目の「…学校と連携し、教室等を…」を「…学校と連携し、学年に応じた支援のありかたの充実に努め、教室等を…」に改めること。 【理由】発達段階に応じた支援内容・部屋のあり方など研究してほしい	小学校高学年の児童については、低学年児童との発達段階や生活行動の違いを考慮しながら、安全な居場所づくりを進めていきます。 ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 (原案のとおり)
39	市内 団体	活力あふれる中核都市久留米・第1節・事業名称「多様な人材活躍支援事業」 P64	2行目「…若年者等の雇用…」を「…若年者や女性等の雇用…」に修正。 【理由】女性は就労の場の確保が困難、また働き方も不安定雇用が多い。女性の経済的自立のためにも、この点に力を入れていただきたい。	ご意見を踏まえ、次のように修正します。 【修正前】若年者等の雇用環境 【修正後】若年者・女性等の雇用環境
40	市内 団体	活力あふれる中核都市久留米・第1節・事業名称「多様な人材活躍支援事業」 P64	4行目「…活躍できる環境整備、…」を「…働き続けることができる環境整備、…」に修正。 【理由】就業継続、不安定雇用から安定雇用へなど活躍できる前の課題が多いため。	ご指摘の点は、前述の「若年者等（修正後：若年者や女性等）の雇用環境の改善」に含むものとして記述しております。 (原案のとおり)

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

■ 総合計画全般・その他について

No.	意見者	主な対象項目	意見の概要	市の考え方
41	市内 70歳代 個人	総合計画全 般・その他	<p>当該計画の目的を、「人口30万5千人達成と維持」「住みやすさと愛着度」としたことは、明快であり良いが、計画の各論に入ると、それぞれがこの目標へどう繋がるのか、その因果関係がとたんにあいまいとなり、目的達成のための行動計画の優先度が消えて、総花的になっている。</p> <p>総合計画を組み立てるには、まずは成果目的への行動施策の因果関係を明確にし、その因果関係の強さから、行動施策の優先順位を明確にして、次には、それが他都市との差別化となる要素、久留米ならではの優位となる要素を、掘り起こし、ブレークダウンしていく、「計画作成の定石」を踏まなければならない。</p>	<p>計画目標である人口30万5千人を達成するためには、短期的な取り組みのみではなく、目指す都市像の実現に向けた総合的な取り組みを通して実現を図るものと考えております。</p> <p>第3次基本計画は、基本構想に掲げた目指す都市の姿の実現に向けて、中期的に取り組む基本的な施策を体系的・戦略的に示したもので、各論と計画全体の達成目標との因果関係につきましては、第3次基本計画（案）総論・第3章 都市づくりの目標（P10～14）にて整理しておりますとおり、それぞれの各論（目指す都市の姿）毎にその実現に近づいた状態を表す「都市の姿指標」と、計画全体の実現状況を示す「総合成果指標」を設定し、それらを総合的に把握しながら、計画の進捗を図っていくこととしております。</p> <p>また、具体的な事業展開にあたりましては、財政状況等も踏まえながら、事業計画の中で整理し、具体化を図ってまいります。</p> <p>（原案のとおり）</p>
42	市内 70歳代 個人	総合計画全 般・その他	<p>新総合計画の説明会に行き、協働ワーキングの提案書も見したが、計画の作成技術が未熟で、ワークショップの方法も分かっていない。もう一度、能力のある指導者を得て、計画を作り直すべき。</p> <p>「人口減少」問題は、地方のどの都市でも町でも直面すること。漠然と他からの転入者をあてにする考え方は、間違っている。他の市町村からの転入者による人口増を、人口減の対策の一つだと考えるのなら、他の市町村との競争で勝てる方法を具体的に考えなければならない。計画の練り直しが必要。</p>	<p>第3次基本計画におきましては、総合的課題として人口問題を位置づけるとともに、その対応として3つの基本的視点を導入し、施策展開にあたっての基本的な方向付けを図っております。</p> <p>また、総合的課題と基本的視点を踏まえ、計画期間中に重点的に取り組む施策事業を「主要事業」として位置付けており、これらを着実に推進していくことで、人口問題に対応してまいります。</p>

久留米市新総合計画基本構想一部見直し（案）及び第3次基本計画（案）に対する意見及び市の考え方

43	市内 50歳代 個人	総合計画全 般・その他	<p>10月7日（火）に三潁での説明会に参加したが、平日の昼間ということもあり、参加者は10数名と、とてももったいない。ビールまつりや、やきとりフェスタなど、食べ物やお酒に関係のある催しの時に、例えば、参加者に久留米市への想いや希望を叫んでもらう”絶叫大会“をやるとか、大学生に働きかけてまちづくりへの想いを語る場をつくるとか、前へ出てきやすいやり方・あり方を考えて実行に移せる人材の育成をお願いしたい。</p>	<p>10月7日（火）に三潁公民館で開催しました市民説明会は、市内3カ所で行う説明会のうち、夜間に参加できない方を想定して日中に開催しています。</p> <p>なお、策定にあたりましては、多様な意見やまちづくりへの思いを反映するため、ワールドカフェといった取り組みを行いました。今後とも様々な手法を取り入れるなど、工夫してまいります。</p>
44	市内 70歳代 個人	総合計画全 般・その他	<p>総合計画は多岐にわたり、綿密且つ詳細に検討された素晴らしいものが出来上がっている。総合計画を久留米市民に親切に、丁寧に周知徹底をさせ、よく理解させ、実行に移させる。無理やりやらせるのではなく、進んで参加実行させるには、何故自分がやらなければならないか、どこまでやるのか等々よく考えさせることである。役割分担に対し、成果には明確に称賛すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 久留米市民にどう納得させるか。 2. 久留米市民にどう参加させるか。 3. 久留米市民をどう継続させるか。 <p>難しい問題であり、地道な努力をコツコツ積み重ねるしかない。</p>	<p>第3次基本計画の推進に当たっては、ご指摘いただいた協働の視点を十分踏まえまして、取り組みを進めて参ります。</p>